しっかい

悉皆方式による「全国学力・学習状況調査」の実施及び結果公表に反対する

1 文部科学省は、2013年4月に、全国の小学校6年生及び中学校3年生を対象にした「全国学力・学習状況調査」(以下「学力調査」という)を実施すると発表した。

学力調査は、2007年4月、第一次安倍内閣のもと、多くの国民の反対を押し切って、実に40数年ぶりに悉皆方式、すなわち例外なくすべての小学校6年生及び中学校3年生の児童・生徒を対象とする方式で復活した。

しかし、悉皆方式での学力調査は、市町村・学校、児童・生徒の序列化や過度の競争をもたらし、各学校・教職員が単に学力調査の結果・数値を上げることだけに汲々として自由な教育活動が妨げられる、といった極めて深刻な弊害を教育現場に招く。

実際に、2007年に悉皆方式での学力調査が行われて以後、次のような事態が 生じている。

- ①2007年3月、広島県北広島町教育委員会が事前に文部科学省がホームページ上で公開していた予備調査の問題等を参考に、調査の直前に出題内容が類似した独自の問題集を作成し、これを4月初めに集中して一定の速さで解くことに慣れさせること、時間配分や問題の解き方を児童・生徒に指導することを指示した。
- ②京都府八幡市教育委員会が、2007年2月、各小中学校に、点数を上昇させるための取り組みを報告書にまとめ、提出するように指示していた。
- ③足立区では、2006年1月と2007年1月に東京都が実施した学力テスト及び2006年4月に区が実施した学力テストにおいてではあるが、区立小学校1校で、テスト中、教員が児童の誤った回答を指差し正解を誘導する、障害のある児童の答案を本人や父母に無断で除外する等の不正も起きた。
- 2 2010年度以後の学力調査は、民主党政権の下、「原則として抽出方式、数年に一度は悉皆方式」という形で行われることになった。そして、2010年度、2012年度の学力調査は、抽出方式で行われた(2011年度は東日本大震災のために休止)。しかし、2012年12月の総選挙で自民党が政権をとった後に成立した第二次安倍内閣は、もともと悉皆方式で行われることになっていた2013年度の学力調査を皮切りに、今後も継続して悉皆方式による学力調査を行おうとしている。しかし、上述したような全国で発生している事態をみても明らかなように、悉皆方式による学力調査は、児童・生徒の学力を調査するなどという制度の目的とは全くかけ離れた、点数主義の助長、学校間における競争の激化、学校間格差の拡大をもたらすだけであって、児童・生徒に対する教育上の影響の重大性に鑑みれば、決して看過できるものではない。

のみならず、各地で学校選択制が広がり、改訂された学校教育法によって学校評価制度が実施されている現在において、悉皆方式での学力調査が実施された場合、 このような重大な弊害が発生する危険性はますます強まっている。 3 また、文部科学省は、これまで、学力調査の実施要領で、都道府県が市町村別の成績を開示したり、市町村の学校別の成績を出したりすることを禁じてきた。ところが、新聞報道によれば、今後、学校別成績を自治体に公開させない取り決めについて、撤廃を含めて検討を始めるということである。

しかし、結果の公表が是認された状況下での悉皆方式による学力調査の実施は、明白に、教育基本法16条が禁止している教育に対する「不当な支配」に該当するものであり、決して許されてはならないものである。

学力調査と教育に対する「不当な支配」の関係について、1976年の最高裁旭川学テ事件大法廷判決(以下「旭川学テ判決」という)は、この当時の学力調査が「不当な支配」に該当しないとしたが、その根拠の一つとして、「個々の学校、生徒、市町村、都道府県の結果公表はしないことなどの配慮」があることを挙げた。

旭川学テ判決については、教育に対する国家の介入を大幅に認めたという点で批判されているが、このように批判されている判決においてさえ、結果公表が是認された状況下での学力調査の実施は、明らかに、教育に対する「不当な支配」に該当するのである。

4 私たち自由法曹団は、2007年以来、何度も、学力調査の実施及び結果の公 表に反対をしてきた。

今、私たちは、2013年4月の悉皆方式による学力調査の実施及び結果の公表に強く反対し、かつ、文科省が学力調査の結果公表を是認する方向で検討を始めたことに抗議する。

2013年3月26日

自由法曹団